



2023年1月19日

ISO/IEC 27001:2022 の発行に伴う審査対応に関するご案内

国際システム審査株式会社
ISMS 審査プログラム責任者 山本 基博

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社より ISMS 認証サービスを提供させていただいている組織様及びご検討中の組織様に対し、ISMS 認証の適用規格改訂に伴う当社での対応について以下ご連絡させていただきます。

ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の国際規格が改訂され、ISO/IEC 27001:2022(以下、改訂版)が2022年10月25日に発行されました。

改訂版の JIS 化はまだ完了しておりませんが、現在その対訳版が JIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)及び JSA グループ(日本規格協会グループ)のサイトから購入可能な状態にあります。

当社では、JIS 版の発行を待たずに対訳版等に基づき、マネジメントシステムの移行対応及び移行審査の受審を計画される組織様に対応させていただき、2023年4月1日以降に実施する審査から、改訂版に基づく ISMS 認証審査(初回認証審査及び移行審査を含む)の受け付けを開始させていただきます。

当社より現行規格である ISO/IEC 27001:2013(JIS Q 27001:2014)(以下、現行版)で認証を取得されている組織様、当社の ISMS 認証サービスのご利用をご検討いただいている組織様は、以下ご確認いただき、今後の審査受審のタイミングについてご検討いただけますようお願い致します。

(当社より認証を取得いただいている組織様には、後日、また今後計画される定期審査の計画時に、移行審査受審のタイミングについて都度確認させていただきます。)

なお、既に当社より ISMS 認証を取得されている組織様に対しましては、本連絡に合わせ、「現行版/改訂版の比較情報(参考)」を送付させていただきます。

ご確認いただき、改訂版への移行対応時の参考としていただけますと幸いです。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、別紙の「ISMS 認証の現行版/改訂版審査に関するご案内」も合わせ、ご確認いただけますようお願い致します。

引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

本件に関するお問い合わせは、

ISMS 審査事務局 (email:isms@isa-cb.co.jp) までご連絡いただけますようお願い致します。

SP03IS01
23/01



ISMS 認証の現行版/改訂版審査に関するご案内

【ISMS 認証現行版/改訂版の審査実施時期/期限に関するご案内】

以下図に、当社における現行版/改訂版に基づく新規認証審査及び移行審査の実施時期/期限に関する情報をまとめました。その詳細については、以降の説明をご確認ください。

2022			2023												2024												2025											
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
●10/25:改訂版発行																																						
【新規認証】																																						
2013版(現行版)での新規認証は2023/10/31までに開始したものに限り(注)期限以降の初回認証審査は全て改訂版に基づく事となります。(本期限について、未確定情報ではありますが2024/4/30に延長されるとの情報あり)																																						
←ISAでは2022版(改訂版)での新規認証審査を2023/4/1以降実施分から受け付ける																																						
【移行審査】																																						
←ISAでは2022版(改訂版)での移行審査を2023/4/1以降実施分から受け付ける。 移行審査は原則として2025/8/31までに計画します(移行判定を期限内に完了する必要)→																																						
(注)未確定情報ではありますが「2024/4/30を超えて計画される再認証審査は、改訂版に基づくものでなければならない」との要求が追加されるとの情報があります。																																						
発行月末日(2022/10/31)を起点とし、3年以内(2025/10/31まで)を移行期限とする 移行期限：2025/10/31→																																						

【現行版による新規認証審査申込受付と審査の実施、移行の期限について】

ISMS 認証を新規で取得検討されている組織様におかれましては、現行版での新規認証の受け付けは、初回認証審査が2023年10月31日までに開始できるものに限定させていただきます。

審査の開始日が2023年11月1日以降になる初回認証審査につきましては、全ての審査が改訂版での審査となります。

(注)上記は現時点で公表されている認証制度上の要求事項となります。しかしながら、現在上記期限日を2023年10月31日から2024年4月30日に見直す事の検討が国際会議にて行われているとの情報もございます。変更が確定しましたら改めて当社ホームページにて告知させていただきます。

なお、上記期限内に現行版での認証を取得された組織様は、以降に説明する「既登録組織の改訂版への移行審査の実施、移行期限について」を受け、移行期限内に改訂版への移行判定を受けていただく必要がございます事、ご留意願います。

【改訂版による新規認証審査申込受付と審査の実施について】

改訂版による新規認証の申込みは、2023年1月以降受け付けさせていただきますが、改訂版での初回認証審査は2023年4月1日以降に実施するものに限定させていただきます。

なお、当社は ISMS 認証の認定機関である ISMS-AC (一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター) より認定を受け、ISMS 認証事業を実施させていただいております。この規格改訂にあたりまして、当社としても ISMS-AC より改訂版への認定移行審査を受けなければなりません。当社としては2023年4月までにはこの認定移行が完了するよう活動する計画ではございますが、当社にて早期に改訂版での審査を受審いただきました場合には、当社の認定移行判定が出るタイミング (当社での移行認定の結論を受ける時期がずれ込む等した場合) によっては、一時的に認証の表明において、ISMS-AC の認定シンボルが利用できないという状況が発生する可能性があります事、ご理解の程お願い致します。(当社の認定移行が正式に認められた後には問題無く利用可能となります。本書注記にある認証制度上の要求事項の見直しの結果として、それらへの対応の必要から当社における認定移行審査の受審時期を見直す可能性があります。)

当社において認定移行が完了しましたら、改めて当社ホームページにてお知らせさせていただきます。

【既登録組織の改訂版への移行審査の実施、移行期限について】

現行版での認証を取得いただいている組織様は、改訂版の発行月の月末日(2023年10月31日)を起点として3年以内(2025年10月31日まで)に、現行版から改訂版へ移行する為の移行審査の受審及び審査の結果としての移行完了(認証機関での判定登録)をしていただく必要がございます。審査の結果、移行判定を受けるまでの期限が2025年10月31日の為、当該審査にて不適合指摘が出た場合の処置及び当社での判定処理に必要な時間も考慮して、当社では原則として、移行審査は移行期限日の2か月前(2025年8月31日)までに終えるよう計画させていただきます。

現行版による登録証の有効期限が2025年10月31日以降となる認証におきましても、この移行期限までに改訂版へ移行を完了いただく必要があり、移行を完了しない状態で移行期限日(2025年10月31日)を超えた場合、移行期限日をもって認証が無効となってしまいます。

改訂版への移行審査は、定期的認証審査(サーベイランス審査又は再認証審査)に合わせて実施することを基本としますが、お客様から要請がある場合、定期審査とは別に、臨時的に移行を目的とする特別審査を実施させていただく事も可能です。

貴組織における移行対応に必要とする期間を考慮いただき、移行審査の実施時期/方法についてご検討いただけますようお願い致します。

SP03IS01
23/01



(注)現在、ISO/IEC27001:2022への移行基準を検討している国際会議において、「2024年4月30日を超えて計画される再認証審査は、改訂版でなければならない」事を要求事項に追加する議論が行われているとの情報が入っています。

これが確定した場合、2024年5月1日以降に計画される再認証審査の受審時点で移行が完了していない組織においては、たとえその後移行期限までに十分な猶予があったとしても、その再認証審査を改訂版の審査（移行審査）として実施する必要がある事となります。

国際会議での検討結果が確定しましたら改めて当社ホームページにて告知させていただきますが、該当する組織はご注意ください。よろしくお願いいたします。

移行審査においては、移行部分の確認の為、移行期限内に実施されるサーベイランス審査と同時に移行審査を受けていただく場合には少なくとも1.0人日を、再認証と同時に移行審査を受けていただく場合には少なくとも0.5人日を、通常の審査工数に追加する事が制度上定められております。

また、定期審査とは別に、特別審査の形で移行を目的とした審査を計画させていただく場合には、少なくとも1.0人日の審査工数を設定させていただく事となります。

なお、当社はISMS認証の認定機関であるISMS-AC（一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター）より認定を受け、ISMS認証事業を実施させていただいております。この規格改訂にあたりまして、当社としてもISMS-ACより改訂版への認定移行審査を受けなければなりません。当社としては2023年4月までにはこの認定移行が完了するよう活動する計画ではございますが、当社にて早期に改訂版での審査を受審いただきました場合には、当社の認定移行判定が出るタイミング（当社での移行認定の結論を受ける時期がずれ込む等した場合）によっては、一時的に認証の表明において、ISMS-ACの認定シンボルが利用できないという状況が発生する可能性があります事、ご理解の程お願い致します。（当社の認定移行が正式に認められた後には問題無く利用可能となります。本書注記にある認証制度上の要求事項の見直しの結果として、それらへの対応の必要から当社における認定移行審査の受審時期を見直す可能性があります。）

当社において認定移行が完了しましたら、改めて当社ホームページにてお知らせさせていただきます。

【移行審査における注意事項】

改訂版への移行審査受審を計画される組織様は、以下についてご配慮お願い致します。

- ・ 移行対象の規格であるISO/IEC 27001:2022は英文文書であり、2022年末時点では、英語版及びその日本語対訳版が発行されているのみで、対応するJIS版(正式な日本語版)の発行はされておられません。(JIS版と対訳版ではその大意に違いは無いと考えられますが、細かな表記については変更が入る可能性があります。)

JIS版発行までに実施する改訂版審査は、対訳版に基づき実施させていただく事となります。

- ・ 受審組織の事務局様への確認時間の開始申出、改訂版への対応状況を確認する為の時間を設定させていただき、そこで受審組織のマネジメントシステムの改訂版への移行対応状況を確認させていただきます。

この確認の中で、改訂版への移行判断ができない状態にあると審査チームが評価させていただきました場合には、その後の審査を現行版の審査として継続するか、改訂版の審査として継続するも重大な不適合として取扱い、是正対応をいただいた後フォローアップ審査を計画させていただくかの判断をさせていただきます。

なお、現行版として審査を継続とした場合、移行期限が来る前に改めて移行審査を計画/実施させていただく事となります。

- ・ 改訂版への移行審査においては、改訂版に基づくPDCAサイクルが一通り回っている事を確認致します。たとえ改訂版に基づく文書類の整備が完了していても、改訂版に基づいたPDCA(改訂版に基づく「リスクアセスメント・リスク対応」「適用宣言書の作成」「マネジメントシステムの見直し」「内部監査やマネジメントレビューの実施」等)の証拠が確認できない場合、「改訂版への移行判断ができない状態」にあるものと考えられます。移行審査の受審を計画される前にこれらプロセスが実施されている事、確実にしていただけますようお願いいたします。なお「改訂版への移行判断ができない状態」にあると判断された場合/現行版として審査を継続しなければならない場合に備え、移行審査においては、改訂版に基づき作成・更新された文書類の他、現行版に基づく旧文書類も提示可能な状態にしておいていただけますようお願い致します。
- ・ クラウド認証も合わせ受審される組織様においては、クラウド認証の管理策がISMS現行版の管理策に紐づいている事(ISMS改訂版への移行に伴いISMS管理策とクラウド管理策の項番紐づけが外れ、項番が一致しない事)意識して対応いただく必要がある事、ご注意ください。
- ・ 改訂版の正式発行に先立って「改訂は管理策部分に限定」との情報が流れていましたが、改訂作業の最終段階で規格本文部分まで改訂範囲が広がる事となりました。事前に情報を入力されていた組織様は、最終的には改訂は規格本文にも加えられた事ご承知おき下さい。

(改訂の範囲が広がった事により、移行審査における追加工数に関する要件も変更されました)

以上